

山口県農林水産部における「工事一時中止に係る ガイドライン【土木工事版】」の取扱いについて

山口県農林水産部農村整備課

山口県農林水産部における「工事一時中止に係るガイドライン【土木工事版】」は、下記のとおり取扱うこととする。

記

山口県土木建築部が定めた「工事一時中止に係るガイドライン【土木工事版】」を準用し、文中の「山口県土木建築部」を「山口県農林水産部」と読み替えて処理する。

ただし、農村整備課所管工事における積算等の取扱いは、「工事の一時中止に伴う増加費用等の取扱いについて」（昭和59年2月14日付け構造改善局長通知）*によるものとする。

※ 「土地改良工事積算基準（土木工事）」参照